

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成27年12月4日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

12月4日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第64号所管分の審査-----	3
質疑（福住礼子委員、野口博委員、渡辺慎吾委員、山崎雅数委員）	
議案第73号の審査-----	14
補足説明（総務部長）	
質疑（福住礼子委員、野口博委員、山崎雅数委員）	
議案第78号の審査-----	24
質疑（山崎雅数委員）	
議案第74号及び議案第76号の審査-----	26
質疑（福住礼子委員、野口博委員、渡辺慎吾委員、山崎雅数委員）	
採決-----	38
閉会の宣告-----	39

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成27年12月4日（金）午前9時59分 開会
午後1時52分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 三好義治 副委員長 山崎雅数 委員 福住礼子
委員 渡辺慎吾 委員 野口 博

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
市長公室長 乾 富治 同室次長 山口 猛
同室参事兼人事課長 大橋徹之
政策推進課長 川西浩司 同課参事 上田和生
総務部長 杉本正彦 同部次長兼市民税課長 和田元伸
財政課長 石原幸一郎 情報政策課長 榎納 縁 総務課長 松方和彦
情報政策課長 榎納 縁 納税課長 岩見賢一郎 固定資産税課長 中西利之
選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 井口久和
同局次長 山下 聡
消防長 樋上繁昭 消防本部次長兼消防署長 明原 修
同部参事兼総務課長 橋本雅昭 同課参事 大坪孝志

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局総括主査 田村信也

1. 審査案件（審査順）

議案第64号 平成27年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分
議案第73号 摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関
する条例制定の件
議案第78号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件

議案第 7 4 号 摂津市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定の件

議案第 7 6 号 摂津市事務分掌条例及び摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○三好義治委員長 ただいまから、総務常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は冷えます。何かとお忙しいところ総務常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件について、ご審査をいただくわけですが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

一旦、退席させていただきます。

○三好義治委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、山崎委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第64号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

福住委員。

○福住礼子委員 おはようございます。

それでは、質問のほうをさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

初めに債務負担行為の補正というところに消防寝具借上事業というのがござい

ました。これについての、内容を教えていただきたいと思います。

それから、款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費の委託料でございますが、補正額188万1,000円のうち、選挙人名簿システム改修委託料181万5,000円ですね。当初予算のときにはなかった項目でございますので、この中身について、教えていただきたいと思います。

款3民生費、項1社会福祉費、目8臨時福祉給付金給付事業費、この補正額5,897万円は、平成26年度決算時の残額だったと思いますけれども、平成26年度の執行率は78.6%ということでございました。今年度、現在の給付状況について、お聞かせいただきたいと思います。

款3民生費、項1社会福祉費、目9子育て世帯臨時特例給付金給付事業費でございますが、補正額478万1,000円、これは平成26年決算残高だったと思いますけれども、平成26年度の執行率は95.9%でした。先日、11月30日で、ことしの申請の受け付けは終了になったと思います。申請状況は、どうだったのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、給付額が昨年、平成26年度は一人1万円でした。ことしの給付については、一人3,000円ということでしたけれども、市民の皆さんから何かお声があったのか、そういったこともお聞かせいただきたいと思います。

○三好義治委員長 それでは、答弁を求めます。消防本部から。

橋本参事。

○橋本消防本部参事 消防寝具借上事業についてのご説明をさせていただきます。

隔日勤務者、消防隊員の仮眠用の寝具の借上げの契約でございます。今年度まで

は指名競争入札を実施いたしまして、1年契約としておりましたが、長期契約を実施することで財政面から効果的にコストダウンが図れるため、今回、3年分の予算を要求し346万2,000円の債務負担行為として追加補正するものでございます。

○三好義治委員長 山下次長。
○山下選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは、選挙人名簿システム改修委託料に係りますご質問2点について、ご答弁申し上げます。

まず、1点目、年度当初に計上していなかった理由ということでございますが、ご承知のとおり選挙権を二十歳から18歳に引き下げる改正公職選挙法が国会を通りましたのが、ことしの6月17日ということでございますので、年度当初では、まだ、法律が成立しておりませんでした。ことしの10月13日に国からの補助要綱の提示がございましたので、今回の補正予算計上をさせていただきました。

続きまして、システム改修の内容ということでございます。選挙人名簿システムは現在、二十歳の年齢制限を搭載しておりますが、このプログラムを18歳の年齢制限に変更いたします。それに付随いたしまして、当日投票システム、期日前投票システム等をリンクさせまして、投票判定におけます年齢要件の変更ですとか、また、検索要件の抽出要件を調整したり、各種帳票の出力要件の調整、そういったことの改修を行う予定としております。

○三好義治委員長 上田参事。

○上田政策推進課参事 それでは、ご答弁させていただきます。

両給付金の、現状の申請状況ということですが、11月末時点は集計中でして、

固まっております10月末時点の状況でご答弁させていただきます。

臨時福祉給付金につきましては、10月末現在で申請受付件数1万1,875件、2万人の対象見込者数としまして大体59.4%となっております。

実際の件数につきましては1万694件を給付させていただいております。

それで、子育て世帯臨時特例給付金のほうですけれども、10月末現在の支給対象児童という形でお答えさせていただきたいと思うんですけれども、支給対象児童の受付件数が1万1,477件、対象見込者数1万2,000人という形から見ると、今、申請率というのは95.6%となっております。

それから、子育て世帯臨時特例給付金が1万円から3,000円に下がったということで、市民からの声ということなんですけれども、前回は臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金どちらか一方だけという形だったんですけれども、今回は両方が併給されるという形になっております。また、前回は、子育て世帯臨時特例給付金のほうは生活保護受給者は対象外だったんですけれども、その方たちも対象という形で、支給の対象の枠が広がっているということもありますので、特に金額が下がったというところでの不満という声は、今のところお聞きしておりません。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 それでは、消防寝具借上事業についてですけれども、今まで1年契約だったということで、今回、3年契約になさって、金額面でのメリット、また、運用面のメリットというのが発生するかと思いますが、何か、その辺、どのぐらいのものか、具体的にそれぞれ教えていただき

たいなと思います。

それから、選挙人名簿のシステム改修を進められているということですが、来年7月ごろに参議院選挙という想定になるかと思うんですけども、その場合、18歳以上に変わって有権者数というのは、どのくらいふえるのか、わかる範囲で結構です。

それと、あともう一つは、そういった人々に対する投票率を上げるための何か施策というのは、今後、お考えがあるのかどうかということをお教えいただきたいと思っています。

それから、臨時福祉給付金については59.4%ということです。先日、90歳代の方なんですけれども、申請をしたかどうか分からなくなったという方がいらっしやいまして、代わりに受付のほうで確認をしていただきました。もちろんすぐにわかって、給付済みだったんです。その方は、なぜわからなかったかという、家族の方が申請をしてくださっていたことを知らなかったようなんですけれども、来年1月28日まで、まだ期間がありますが未申請の方に対する何か、もうちょっと申請してくださいみたいなPRですね、そういった案内というのは、これからあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思っています。

子育て世帯臨時特例給付金につきましては、ほぼ問題もなく今回給付される対象者もふえて、順調に進んでいるということでございますので、それは大変よかったですのでよろしく願いいたします。

○三好義治委員長 橋本参事。

○橋本消防本部参事 消防寝具借上事業について、ご説明させていただきます。

平成26年度ですが、寝具借上げを1年契約としておりました。そのときで年間

約65万円になっております。平成27年度が約83万円、平成28年度は114万円の見積もりで、年間契約としておりましたが、年々、金額が増加している傾向でありまして、3年契約とすることによって入札をかけた上で、3年分の一定の金額の削減が得られるという形で今回、3年契約とさせていただきます。

メリットということですが、3年契約とすることによって、業者が3年間同じになりますので、安定した寝具の供給ができるというメリットがございます。

○三好義治委員長 金額の見積もりはとってないんですか。具体的にどれだけ効果があるかという質問なんやけど。

○橋本消防本部参事 平成28年度、1年間で114万円の見積りとなっております。3年にすることによって、その金額が幾らになるかというのは、入札後の金額になってきますので、今のところ、金額の効果という形では見えておりません。

○三好義治委員長 山下局次長。

○山下選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは、福住委員の2回目のご質問にご答弁させていただきます。

まず、1点目、来年の国政選挙より18歳からの投票が可能になるということで、本市におけます18歳、19歳の方、有権者がどれくらいふえるのかというお問い合わせでございますが、概算の人数で申しわけないんですけど、18歳で800人、19歳で800人、合計1,600人前後ふえる見込みとしております。

続きまして、新たに有権者となられる方への啓発活動といいますか、投票率を上げるための方策ということでございますが、本市に限らず、全国的に一斉に18歳以上

になりますので、各市とも、いろいろ今は取り組みをしているところがございます。

本市におきましても、摂津市明るい選挙推進協議会と連携いたしまして、例えば学校のほうで、模擬投票とかで生徒に対して政治的教養を育む教育ということを取り組んでいるところもございます。そういったところに投票箱ですとか記載台といった物品の貸し出しはもちろんのことですけれども、それに加えて、実際に国から出ております資料、パンフレット、そういったのも配布し、場合によっては選挙管理委員会事務局職員、明るい選挙推進協議会員が実際に学校に赴いて生徒に、そういった啓発の説明をさせていただく機会も設けることができるといふふうに考えております。

ほかにも、さまざまな取り組みがあると思いますので、また、情報収集して研究を重ねていきたいと考えております。

○三好義治委員長 上田参事。

○上田政策推進課参事 そうしましたら、臨時福祉給付金の未申請の方へのPRについてというご質問なんですけれども、直近で言いますと、11月15日号の広報の配布で、自治会の配布になるんですけれども、それに合わせて給付金のチラシを自治会宛に回覧していただくような形をとらせていただきました。

12月以降につきましては、1月1日号の広報に最後のお知らせという形でPRさせていただきたいと思っております。

また、大阪府の府政だよりの12月号に臨時福祉給付金のご案内を掲載されているということをお知らせを受けております。また、ローソンの大阪府内84店舗でポスターのほうを掲示されるということをお伺いしておりますので、そういった

形でPRできるかなと考えております。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 それでは、消防寝具借上事業はこれから入札ということで、具体的な数字はわからないということです。もちろん今までの金額に対して、幾らかでも抑えられるような努力をなさると思いますけれども、良い業者を、ぜひ選んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、有権者の増加についてですけれども、約1,600人ぐらいふえるだろうということでした。選挙違反行為といったことなど、若い子たちの行動というのは私たちが思うところではわからないこともたくさんあるかもしれません。そういう意見なんかも模擬投票の中でさまざま感想なり意見なりを聞いていただくのもどうかと思っております。

例えば、高校生は宿題を交換するということがあるそうです。私は、この宿題をやるけれども、僕はこっちの宿題をやって、それを交換することで、それが選挙違反行為につながるかどうかというような、そのことで頼み事があるねんみたいなことになったら、それはどうなのかというような、そういう副読本というのが、今、出ているようですけれども、私たちも、そういったことも勉強しなければいけないので、また、そういう参考があれば、教えていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、臨時福祉給付金についてですけれども、11月15日の広報に合わせてチラシを配布されていたということで、実は、先ほど、申請したかどうかかわからないと言われた方も、このチラシを見て、どうやったかなという質問に至った経緯があ

ります。また1月1日号に出るということですので、なるべく目立つような掲載の仕方をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○三好義治委員長 ほかに。

野口委員。

○野口博委員 そしたら、幾つか質問させてもらいます。

一つはですね、選挙権の関連で、今、議論されましたけども、国の法律改正によって18歳以上になったということを考えて場合に、かかる費用は当然、国費で賄うべきだと思うんですけども、そこから見た場合に、今回、システム改修委託料に対して国の補助金が半分になっているということなので、どういう議論がされてきたのかということについてお聞かせをいただきたいと思います。

二つ目は同じく選挙の関係ですけども、来年7月の参議院議員選挙から18歳以上の方が選挙できます。僕らはいつも公職選挙法に基づいて、選挙人名簿の閲覧をさせていただいております。その辺の関係がどうなるのかということと、初歩的な質問になりますけども、告示日と投票日の関係で、18歳になる誕生日がいつの場合まで、参議院議員選挙の投票ができるのかということ、これは初歩的な質問ですけども、そういう点について教えていただきたいと思います。

三つ目は、財政調整基金繰入金として1億8,888万5,000円を今回の補正予算で組まれました。この繰入金の内訳といますか、財源調整だと思いますけども、その内訳について確認の意味でお聞かせをいただきたいと思います。

四つ目は、人件費の問題です。43ページに人件費関係、職員の動きがあります。

平成27年度の現状で、今回の補正で採用35人、退職29人という数字も計上しながら補正後、現在、570人という数字があります。この数字と、この前、今後10年間の定数管理の数字が出されましたけども、これを見ますと平成27年度は技能労務職を除けば562名になるんですけど、この定数管理の数と、今回ここに書いているこの数字の違いも含めて説明をしていただきたいと思います。

あわせて、平成27年度の職員数の全体の動きもわかりやすく説明いただきたいと思います。

○三好義治委員長 山下局次長。

○山下選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは、野口委員の選挙に係ります3点の質問にご答弁申し上げます。

まず、今回のシステム改修の補助額が実際にかかる経費の2分の1しか出ないと、それに対する見解といますか、意見ということでございますが、確かに国の補助要綱に2分の1というふうな規定がありまして、これにつきましては、当然、選挙権年齢が18歳に引き下がるのは国政選挙に限らず、市の選挙も含まれるというような趣旨も含まれているのかもしれませんが、ただ、民主主義の根幹をなします選挙の確実な、安全な執行に欠かすことのできない改修費用でございますので、この辺は、例えば全国選挙管理委員会連合会、あるいは大阪府都市選挙管理委員会連合会、そういったところを通じまして満額補助の要望を上げていきたいというふうに考えております。

選挙人名簿の閲覧の時期ということでございますが、ご存じのとおり選挙人名簿、定時登録と選挙時登録というのがござい

まして、選挙時登録につきましては、国政選挙の場合は公示日の前日ということになっておりますので、当然、その時点での登録という形になりますので、閲覧も、それ以降ということになると思われま

す。選挙期日におけます投票が可能なのは、いつの時点からというご質問でございますが、公職選挙法第9条のほうには、日本国民で年齢満20年以上の者は選挙権を有するというので、年齢計算に関する法律には誕生日の前日をもって満20年以上というふうな解釈をするということになっておりますので、ですから、例えば今回、大阪府知事選が11月22日に投票されましたが、11月23日生まれの方まで、ですから、平成7年11月23日生まれの方まで投票が可能でありました。

○三好義治委員長 石原課長。

○石原財政課長 それでは、野口委員の財政課にかかわりますご質問に、ご答弁申し上げます。繰入金の件でございます。今回、補正額が2億1,798万3,000円ということで計上させていただいております。この中身としまして、人件費の補正が主なものとなっております、そのほかに国、府返還金等ですね、そういうようなものを歳出として計上しております。それに対して国費、府費のところでは今回のシステム改修補助金でありますとか、そういう国費、府費の支出金としまして2,793万2,000円となっております。

その他として、雑入で116万6,000円となっております、その差し引きとして、今回、1億8,888万5,000円、いわば財源の調整ということで、今回、繰り入れのほうを、財政調整基金のほうからさせていただいたものでございます。

○三好義治委員長 大橋参事。

○大橋市長公室参事 野口委員の人事課にかかわりますご質問にご答弁申し上げます。

43ページの職員数の異動のところでございますけれども、これはあくまでも一般会計上の数字を記載させていただいておりますので、定数の計画の部分については全体表記、会計別という表示ではございませんので、そこで違いが出ているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

この職員数の異動につきましては、当初予算策定段階で一般会計上に在籍する職員数をベースに当初予算を組んでおりまして、4月1日の人事異動による会計間の移動、それと退職者数と新規採用者数の実数、年度途中の退職者等の数字をもとに今回の補正をさせていただいているということでございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 そうしましたら、選挙関係ですけれども、理屈としては当然、国が持つべき範疇の話でありますので、自治体の現場としては、そういう機関を通じて要望をあげていくということになろうかと思っておりますので、積極的にやっていただきたいと。この問題だけじゃなくて、国は法律を決めるけれども、お金は出さないとかいう問題がありますので、小さいことではありますけれども、そういう姿勢で取り組んでいただきたいと思っております。

名簿閲覧の問題であります。公示日前日に名簿が明らかになるということで、そうした場合には、翌日はもう選挙期間に入りますが、そこで閲覧ができるかというところと不可能だと思うんですけども、その辺、技術的にどうでしょうか。来年の最初の選挙でできるかという問題について、明確にご答弁

いただきたいと思ひます。

財政調整基金繰入金はわかりました。

あと人件費の問題であります。こちらの理解不足でもありますけれども、単純に、関連して申し上げますと、質問したいのは、平成27年度の退職数とか採用問題、数が出てますけれども、来年度に向けて採用試験も行われております。日曜日に採用試験をやっておりますけれども、来年度に向けてどういふ数的な見込みで動いているのかということについて説明をいただきたいと思ひます。

あわせて、定数管理の10年間の計画の中で、いわゆる絶対数ということであれば、技能労務職も含めればですね、平成27年640名、来年度も640名になってるんですね。事務職のほうの内訳も、事務職493名、阪急連立担当1名、千里丘西開発1名、保育所・幼稚園のところでは53名、16名ということで、この人数もですね、いわゆる阪急連立と千里丘西開発で2名がふえただけで総数は変わらないということになりますけれども、この辺について、ロードマップを立てて動いておりますけれども、現時点で、あんまり差はありませんけれども、どう考えたらいいのか聞かせていただきたいと思ひます。

○三好義治委員長 選挙の関係は総括的なことも含めながら、井口局長が答弁して、井口局長。

○井口選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 先ほどのご質問で、名簿閲覧でございますけれども、これは申しわけございませんけれども、不可能な部分も出てこようかと思ひます。

それと、一番最初の国が持つべき負担、これは明らかに我々もですね、当初から1

0分の10を期待しておりましたし、そういう形で進むものと思っておりますけれども、突如、国のほうから半額という交付要綱が来ましたので、府を通じて、また全国選挙管理委員会連合会を通じて、今、満額要求を要望をさせていただいております。

また、今後いろんな法改正ございますけれども、自治体が選挙を担うわけですから、その辺の事情は十分に訴えていきたいと考えております。

○三好義治委員長 大橋参事。

○大橋市長公室参事 野口委員の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

定数の10年間の表でいいますと、平成27年4月が640名、平成28年も640名ということになっておるんですけれども、そこで阪急連立の数字につきましては、これは国・府の動きもございまして、ほぼ想定どおりの事業スケジュールになっているのではないかというふうに考えておりますので、1名増ということで考えております。

千里丘西開発のほうにつきましては、その事業が実際にスタートできるかどうかというところは、非常に流動的な部分がございますので、ですから、そういった意味でいいますと、実際に1名増するかどうかというのは、まだ、不確定な部分がございます。

ただ、そういったこともございますし、加えて、行政課題としてファシリティマネジメントの問題でございますとか、空き家の法の問題でありますとか、いろんな行政課題がございますので、そういった行政課題に平成28年4月以降、どういうふうに対応していくかということは、現在、検討も進めておりますので、そのあたりで、こ

の640名という数字が間違いなく640名になるかといいますと、若干流動的な部分はございますけれども、ほぼこの数字に近い数字で、平成28年4月ということは想定をさせていただいております。

○三好義治委員長 来年度の採用の数的な見込みについては野口委員からもう一回質問してもらおう形をお願いします。

野口委員。

○野口博委員 関連してね、採用試験が行われてますけども、今の時点で来年度、いわゆる今年度の退職見込みを含めてですね、予想して、どのくらい、例えば事務職何名、技能職何名、労務職何名とかありますけども、その辺の採用試験の目標について、数がわかれば教えていただきたいと思っております。

○三好義治委員長 定年退職者の予想を含めながらの答弁をお願いします。

大橋参事。

○大橋市長公室参事 具体的な数字については、今、資料を持っていないんですけれども、技能労務職については、あくまでも退職不補充ということで採用はいたしません。

事務職、土木、建築の技術職でございますけれども、事務職については退職される方の数字、そのまま採用ということで今のところは考えています。

ですから、従前は6割補充とかということで、させていただいた経過はございますけれども、ここ数年は、ほぼ退職者に見合う数字を想定をして採用させていただいている。ただ、先ほども申し上げましたように、行政課題等への対応であったり、本当に、その人数が適切なのかということも、毎年度検討しながら、そういう方針で職員数を採用しているということでござ

います。

○三好義治委員長 来年度の退職数はまた後でよろしいですね。

ほかに。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 今回のダブル選挙がありまして、投票率が前回より下回ったというふうに把握しておりますが、選管としてねどのような分析をされたのか。その辺についてお聞きしたいと思います。

○三好義治委員長 補正予算の項目ではないんですけど、関連してということ。

山下次長。

○山下選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは、今回の知事選挙の投票率について、ご説明申し上げます。

本市におきます投票率は39.47%ということで、4年前の知事選と比較いたしまして6.82ポイント低下しております。

要因といたしましては、今回の知事選、大阪府下におきましては、住民投票を同日に行いました和泉市以外は全て投票率は低下しております。北摂におきましては、本市は高槻市の次に下落率は低かったということでございますが、当然、この投票率につきましては、もちろん満足のいく数字ではないということは、十分に認識しております。

申しわけありませんが、まだ、現時点におきまして、投票率の要因分析のほうは、完了しておりませんので、また結果のほうはまとめ次第、その辺も含めてのご説明になるかと思っておりますので、ご容赦いただきたいと思います。

○三好義治委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 投票率をいかに上げるかということで、選挙管理委員会の中でさ

まざまな議論なされたと思います。

現実に投票所をかえるという作業もされたわけですね。今回、初めて投票所をかえたということで、その中で、我々の地域の投票所もかえられたわけですけども、高齢者の方々に話を聞きますと、ほとんど選挙に行っていないということなんです。投票所がかわったということですね。

あなた方の議論の中では、投票率を上げるというふうな形の中で投票所を移動されたわけですけど、このように考えたときにね、ほんなら何で投票率が、これだけ下がっておるのかということ、そのことに関して、局長はどのようにお思いなのか、私にそういう形で説明されたときには、投票率アップとか、それから、何人に何か所とか、そういうことをね、地域別のことを言うてはったんですけど、それに対して、お答え願いたいと思うんですが。

○三好義治委員長 井口局長。

○井口選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 投票所統合につきましては、大変、地元には、ご迷惑をおかけしたと思っておりますし、この件に関しましては、補完的な意味を込めまして、ゆうゆうホール鳥飼西を臨時の期日前投票所として増設をさせていただきました。この投票所に対する投票率を調べてみますと、府議会議員選挙から始めたんですけども、知事選となりまして2回目でございます。まだまだ知名度は低いと思いますけれども、若干ではございますが、こちらでの投票率は上がっております。

分析はまだまだ2回の選挙では十分ではございませんけれども、統合されてなくなった地域の方が、どこへ投票に行かれたか、そこを今、追跡しておりますして、1回目の府議会議員選挙の中では、統合された

区域の方についても、投票率は全体的に少しですけども上がりました。

今回については、全体的に下がっておりますので、まだ分析が十分できておりませんが、この選挙動向を十分見きわめて、今後の対策を、また練っていきたいと考えております。

○三好義治委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 投票所をかえるということは、練りに練ってですね、そのような結論を出されたというふうに私はお聞きします。

その結果がそのような投票率ということですね、あなた方の考え方の一つの欠如があるんじゃないかというように思うわけです。どのように分析されて、どのように結論を出されたのか、その辺の過程は耳にはしておりますけれど、選挙管理委員会というのはですね、当然、公正な選挙が行われて、公正な状況で行えるということをしつかりと管理するというのは、大きな仕事というふうに思いますが、ただ、投票率を上げてですね、市民が選挙に関心を持たすということ、そういうことを促すというお仕事も大変重要な仕事というふうにお聞きしております。

そういう点で、投票率というのは単に社会情勢とかですね、そのようなことで片づけられない、あなた方の大きな仕事の一つというふうに思いますので、その点はね、今回、こういう形で下がってしまった、鳴り物入りで投票所がかわった、しかし私の周りの人らは投票に行かれへんかった。特に高齢者の方は鳥飼野々の投票所から、二中の体育館という形の距離を考えたら、行った人もいてはるんですよ、鳥飼野々に。ほんなら、実際、そこに投票所はなかった。勘違いですよ。

ほんなら、二中まで行くかということになったら、そこで断念して帰った人も多々おられるわけです。

それだけ、投票所の意識づけというのは、これは何年もかかってやったわけで、それをあえてね、あなた方が投票所をかえたということに関して、私は非常に不思議に思うわけですよ。その辺のことはね、もう一遍、なぜそういうふうに投票所をかえたのか、その説明をもう一遍聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○三好義治委員長 井口局長。

○井口選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 投票所統合につきましては、前回、前々回ですか、お答えはさせていただいてますけれども、まずは投票所の狭隘さ、投票環境の改善ということもございまして、これから選挙はですね、単独ではなく複数の選挙が重なった場合、物理的に投票所が狭いとか。

例えば、段差が大きくて、けがをなさるとか、そういったところもございました。そういう改善をまず第一に考えております。それとシステムですね。選挙に従事する人数の確保が、今、大変苦しいございます。その中で新しいシステムを入れて人員の削減を図りたい。それとあわせて、その人員を削減するためと、選挙の執行経費がですね、年々削られて、非常に苦しい中で選挙を実施させていただいてます。ですから、投票所をですね、ある程度統合することによって、その浮いた経費でもって新しいシステムなりを入れて、何とか選挙ができるような体制を組みたいというのもございました。

そういったことを踏まえてですね、皆さんの十分意見をくんだかという、なかなか全体に納得いただけるものではないか

もしれませんが、我々としては、できるだけ人員確保、それから、投票所の環境改善、この2点で統合をさせていただいたということでございます。まだ、市内には5か所ほど狭隘な投票所も残っております。

この分についてもですね、今回の統合の結果を十分踏まえながら、そちらのほうについても研究、検討を進めていきたいと考えております。

○三好義治委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 本末転倒されとるというか、民主主義国家の一番の根幹は、やっぱり選挙です。

投票率を上げてですね、いかに多くの市民の皆さんが選挙に行ってもらおうということを、真っすぐに考えるのが選挙管理委員会です。

それに対して、資金が不足しとるとか、どうこうというのは、これはあなた方がしっかりと予算要求してですね、そういう形の確保をしてもろたらええわけであって、さっきも言うたように、狭隘とか、どうこうとかいって言われることがね、場所が狭いとか、地理が悪いとか、これ何十年も、そういう形で投票所へ行っとして、一体、何件のね、そういう苦情が出て、例えば、あそこの自治会とかですね、そういう地域住民から何とか、そういうことで、投票所をかえてほしいというような要望が出たんやったら別やけど、それもないのに、ただ何人かが、そういう形で言うたことを、そのままとってですね、そういう形で投票所をかえるというのはね、非常にあなた方、安易に物事を展開し過ぎとん違うかなというふうに、私は思うわけです。投票率が全ての結果ですよ、投票率が。

摂津市は、この前の統一地方選挙でも、

府下でも、相当投票率が悪いということをお聞きしましたし、それから、今回の、この選挙もですね、高槻市に次ぐ投票率の低さということをお聞きしました。

そういうことが、非常に不名誉なことなんでしょう。だから、そういうことをですね、単に、そういうことになったからしゃあないやないかじゃなくて、投票所を変えたことによって、そういうことになるんやたら、また、投票所を元に戻すとかですね、さまざまな展開も必要やと思いますし、予算どうこうというようなことはね、あなたの手腕次第ですよ、それは、あなた方が要求したらええわけでしょう。

選挙ができませんような状況の要求で、財政が無理やというふうなことは、そらないと思いますよ。選挙をいかにスムーズに行うかということ。有権者をしっかりと確保して、投票を促すということに関してですね、潤沢に金はないにしてもですね、あなた方がきちっと要望したらですね、それなりの確保はしてくれると思いますよ。

そのように思うんですけど、どうですか、お考えは。

○三好義治委員長 渡辺委員、委員長から要望させてもらおうと、これ以上、答弁は求められんと思うから、まだ結果も出てないし、分析もできてないから、投票所も含めながら分析もし、投票率アップに全力挙げて努めていただきたいということを要望としてとどめさせてもらって、多分、きょうは回答が出ないと思うので、今後また、そういったことで、投票率アップに対しては全力を挙げて検討していただきたいと思います。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 とりあえず我々、選挙していただく立場の意見からしたらね、投票

率というのは非常に気になるわけです。

その投票率を上げるということは、民主主義国家の一つの大きなね、独裁国家は別にして、民主主義国家においてはね、投票率というのは、非常にやっぱり市民に関心を持たせて上げるということをもっと積極的にやるということは必要やと思います。

これは、今言うたように、摂津市だけの問題じゃないと、その辺の自覚をやっぱり十分持っていただきたい。

○三好義治委員長 委員長からも繰り返すけども、今後より分析をしながら、いかに投票率を上げていくかということは選挙管理委員会、市をあげて検討していただくよう、これは要請しておきます。

以上です。

次に山崎委員。

○山崎雅数委員 私の方からも1点だけ質問します。

消防本部の債務負担行為の3年契約のことなんですけども、1年契約に、これまで何のメリットもなかったんでしょうか。説明では年々金額が上がってきていると、数字を見れば、それこそ330万円以上になってきますから、消費税も上がるということになれば、340万円では3年合わせたら、数十万円ぐらいのメリットが出るというのはわかります。わかるんですけども、この1年契約をしてきて、入札をしてきたという意味では、業者というのは固定化してきているんですかね。いろいろ変わるんでしょうか。

つまり市内業者優先というか、そういう観点は働かないんでしょうか。市内業者の状況とか、市内業者にリースとかやってはる方がいっしょじゃないのか。そういったこともお聞かせいただければと思います。

○渡辺慎吾委員 橋本参事。

○橋本消防本部参事 消防寝具借り上げの状況という形でお答えさせていただきます。

平成26年度からなんですけど、予算要求の時点でリース業者の3社以上に見積もりをとらせていただきまして、それに基づいて予算要求をさせていただきました。それで、4月に入札という形になりまして、その入札で一番低いところの業者が落札しているというような現状です。

この3年間、同じ業者が落札してるような状況になっております。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 それは市内業者なんですか。市内業者育成というか、そういう観点を消防であっても、持ってほしいなという気はするんですけども。

○三好義治委員長 橋本参事。

○橋本消防本部参事 業者の選定なんですけど、市内業者をいろいろ当たりました。寝具の借り上げに対応しているところが市内業者には現在ございません。現在、契約しているところは市内業者ではない他市の業者でございます。

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時52分 休憩)

(午前10時54分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第73号の審査を行います。

補足説明を求めます。

杉本総務部長。

○杉本総務部長 おはようございます。

議案第73号、摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用

及び特定個人情報の提供に関する条例の制定の件につきまして、提案内容の補足説明をさせていただきます。

平成28年1月1日よりマイナンバー制度の利用が開始されます。マイナンバーの利用範囲は社会保障、税、災害対策の分野に限定されており、具体的な事務については、番号法の中で規定されております。

一方で、番号法では社会保障、税、災害対策の分野であれば、条例制定を行うことで、マイナンバーの独自利用等も認めております。このため、本市での独自利用の範囲を定めるため、今般、条例を制定することとしたものでございます。

では、制定内容につきまして、内容を説明させていただきます。

第1条では、本条例の趣旨を。第2条では、用語の意義を定めるものでございます。

第3条は、市の責務として、個人情報の保護の観点から個人番号、その他の特定個人情報の取り扱いの適正を確保するために、必要な措置を講じること。国との連携を図りつつ、個人番号利用に関し、地域の特性に応じた施策を充実する旨を規定するものでございます。

第4条、第1項は番号法第9条第2項の規定による条例に基づく個人番号の利用について定めるもので、事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用することができる旨を規定したものでございます。

同条第2項は市長、または教育委員会が法定利用事務を処理するために必要な限度で、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するため、それぞれ同表の第4欄に掲げる特定個人情報を利用することができ

る旨を規定するものでございます。

同条第3項において、第1号から第6号までの規則で定めるものについて、特定個人情報であって、みずから保有するものを利用することができる旨を規定するものです。

第5条は、番号法第19条第9号の提供制限の例外規定により、同一地方公共団体内の他の機関への特定個人情報を提供することができる場合の利用事務、その事務処理に必要な特定個人情報、提供を求める実施機関及び提供する実施機関を定める旨を規定するものです。

第6条は、規則への委任規定でございます。

次に、附則でございますが、この条例の施行期日を、平成28年1月1日からとし、第4条第2項ただし書き、及び第3項のただし書きの規定は、国が設置、管理する情報提供ネットワークシステムの稼働にあわせて、施行する日を規則で定めるものでございます。

以上、議案第73号、摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定にしての補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 質疑を受けます。

福住委員。

○福住礼子委員 それでは、質問させていただきます。

第3条で、適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるというふうでございます。これは、具体的にどういったことになるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、これを運用するために、職員の方

方は、今までの事務を扱っていた方は、誰でもが普通に使っていくのかということだけ、お聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○三好義治委員長 榎納課長。

○榎納情報政策課長 それでは、福住委員のご質問にお答えします。

その適正な取り扱いを確保するためというお問い合わせでございますが、個人番号は社会保障制度及び税制における給付と負担の適切な関係の維持や、国及び地方公共団体に対する申請、届出、その他行政手続の合理化、国民の利便性の向上に資するものであることから、可能な限り、その利用が連携される必要がありますというところから、その取り扱いというものが、これに基づいてされているものかどうかということになってまいります。

それともう1点ですね、今まで事務に当たっていた方が、それを利用できるかどうかというところのお問い合わせでございますが、ざっくりしたご説明になるんですが、今回、独自利用の事務が規定されております。

この事務におきましては、今、所管課が行っている事務になっております。その事務は、当然、今後も平成28年1月から個人番号利用開始に伴いまして、同様の事務は引き続き行っていく。また、行わなければならないということでもありますことから、今回、法に基づいて利用できるように法整備をさせていただくものでございます。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 わかりました。気になったのは、余り今までと変わらないんだろうなと想定はしてたんですけども、これからのスタートでございますので、その辺の何か教育的なこととか、何か問題があつて、

そういったことに対処することを今、考えているのかということを知りたかったものですから、質問いたしました。ありがとうございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 このマイナンバー制度が施行されて、今、番号通知がされてます。来年1月1日から利用開始ということで動いていきますけども、議会に、この議案第73号と、それと議案第78号、そして、所管は別ですけども、印鑑条例の議案第77号が出ています。

マイナンバー制度の、来年1月利用開始に向けて、さまざま事件が発生しておりますし、ニュース報道でもですね、いわゆる延期、中止をせよという方向で報道している所もありますし、この間、いろんな事件も発生しています。

直近の動きではですね、この制度に対して、12月1日に弁護士さんなど156人が全国5か所でナンバーの利用停止や削除を求める、マイナンバー違憲訴訟が一斉に行われました。これがまた、これから全国に広まっていくだろうと思ってます。

栃木県の宇都宮市では、こういうニュースが流れてました。

12月1日に、午後2時10分ごろ、黒いスーツを着たサラリーマン風の男が男性宅を訪問、男はマイナンバーの封筒は届いているか、手続に相当な時間がかかるので代行するなど持ちかけた。話を信じた男性は、手数料として8,000円を手渡したという、こういう事件であります

自治体として、国のこうした、この問題についてもですね、延期だとか中止は、いわゆる国と自治体の関係で、これは当然、難しい話としても、導入するための一切の行動をしないという選択をして、国と戦う

ということも当然検討すべき大きな問題だと思っています。

このマイナンバー制度導入については、その経過とか目的だとか、利権まみれとかですね、国民の情報管理、プライバシーの侵害などなど大きな問題がありますので、議案の審査でありますけども、最初に、こうしたマイナンバー制度の問題について、その認識についてお尋ねをしておきたいと思えます。

少し冒頭に申し上げますけども、この最大の問題はですね、この制度が国民のニーズがないところから始まっているという問題であります。記憶にあると思えますけども、2003年8月から始まった住基カード、国も自治体もですね、住民も巻き込みました。しかし、12年間たちましたけども、わずか5%しか普及されてないわけでありまして。このことからしてもですね、こういう総番号制に向けての方向については、国民にニーズがないということをね、僕は示していると思えます。

二つ目には、この関連大企業の新たなもうけをつくり出すために動き出してきた経過があります。後から詳しいことは、また述べますけども、このシステムの基盤を開発したのはNTTであります。個人ナンバーカードが普及すれば日立製作所がもうけます。セキュリティ対策や利用拡大を含めると、このマイナンバー制度の産業がですね、3兆円産業と言われてます。

三つ目には、国民にとって、このカードがなくてもですね、日々の生活に重大な支障が出るわけではないという問題であります。大体、役所に来てですね、いろんな手続をしますけども、その回数は年1回とか、2回とかですね、また、ない場合は、数年間に1回とか、こういう利用頻度であ

ります。自治体にとって、少し本人確認が楽になるという程度の問題であります。

もう一つ言えば、この間の、冒頭、申し上げた、情報がどんどん流出してるということだとか、なりすまし、この問題を含めて、いろんな事件が発生してますけども、こういう動きを含めてですね、個人のプライバシーが食い物にされる可能性があるという、こういう制度の内容だと思ってますけども、こうした、冒頭申し上げた、この制度そのものをね、自治体としてストップする。戦うという、こういう大きな問題を含んでいる制度だと思ってますけども、こうした問題について、どういうご認識なのかということ、最初に聞いておきたいと思います。

○三好義治委員長 杉本部長。

○杉本総務部長 大きな問題というか、我々は、国が制定された、国会で議決された法律に対して、戦うというのは非常に難しいですし、懸念をお持ちになっていることはよく理解をいたします。さまざまな事象が起き、また、それを悪用しようとする動きも聞かれます。

また、先般も、そのマイナンバー制度に関して国の官僚が逮捕されたりということがあったというふうに聞いておりますし、そういう制度自体というよりも、制度を導入する間の混乱については、これは非常に我々も危惧するところがございます。ただ、マイナンバー制度自体のあり方について、一自治体として、これはやはり国で決められ、国会の議決の中で決められたことでありますから、これに対して、我々は粛々とこの処理をしていくということが、まず、前提であろうかと思っております。

やはり、これは我々地方自治体に働く者でありますから、第一に重要なのは、市民

の福祉の向上ということになるかと思っておりますので。その中で国の制度であったり、府の制度であったりといったものを、いかに最大限活用していくかということになるかと思っておりますので、これはさまざまな問題を今後、国等も対処されるとは思いますが、我々も注視をしながら、それを利用していくということになるかと思っております。

余談にはなりますけども、マイナンバー制度は、マイナンバーという言葉だけが先行してまして、それ自体がどういうものかというのは、かなり国民の中、我々自身も含めてですけども、十分には理解できていないというところも、一つの問題点かと思っております。

私も、今回この条例議案に関して調べておたんですけども、マイナンバーについては、やっぱり社会保障、税、災害対策の分野に限定をして利用していくことがうたわれておりますし、その中で利用して、いかに効率的に行政を進めていくかということになるかと思っております。

もちろん、マイナンバーを何でもかんでも使っていていいということでは決してないというのは、我々思っています。国も、その方向で考えておりますし、自治体内で使うのであれば、それを自由に使わせてもらってもいいのかなと思わないでもないんですけども、こういう条例を制定することによって、同じ役所の中であっても機関、部が違えば、この条例で制定をして使いなさいというふうに制限をかけるということも、やっぱりそういった一元的な管理、情報の漏れ、そういったものに対する危惧を、やはり国としても十分制度として持っているということかと思っておりますし、それをビルトインスタビライザーという

か、その制度の中に組み込んできたのではないかなと思っております。

自治体の独自利用を行うにあたって利便性の向上、行政の効率化ということをも十分精査しなさいということも望まれておりますので、この条例を審査いただいた上で、我々が活用していくということで考えておるといところでございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 自治体担当者としてはそこから踏み込んでいくということは多分言えないと思いますけれども、問題の性格上はですね、そういう大きな問題を含んでいると。

あれだけ10年前に住基カードのことですけれども、巻き込んでやったんですけども、5%ですよ。今回は、国のほうは最低でも3割から4割は普及しようという目的があるみたいですけども、あと7割、6割が残るわけですね。

そのために3兆円産業とってですね、そこに利権等、いろんな問題が入ってくると、先ほどNTTの話もしましたけれども、そういう決まったところしか受注できない。そういう専門的な領域で事が進められています。

少し議案の話とは別なのですけれども、国が発注した金額が826億円です。約9割に当たる772億円がNTTを含めて大手電気企業など、9社が受注しています。そのうち6社に行政機関の幹部33人が天下りをしていると。今言った6社から、自民党に数億円の献金も出しているという、こういう利権まみれの構造も一方ではあると、何でもそうですけれども、そういうものも含んでですね、この作業を進めてきたということは、ぜひ見といていただきたいと。

危険だという問題でですね、この前勉強会へ行きましたけども、諸外国もたくさん、形は違いますが、総背番号制に向けて、いろんな種類で取り組んでおります。日本が進もうとしている方向に近いのは韓国であります。

韓国は昔、軍事政権時代に背番号制を導入して、今日に至ってますけれども、大変な状況になっています。数字を申し上げますと、2008年から2014年まで6年か7年間になりますけれども、この個人情報流出が2億3,710万件です。

韓国の人口は5,600万人なんです。ということは、5倍近いんですね。韓国の人口の5倍近い件数の個人情報が流出してるわけです。

昨年2010年1件だけ言いますとね、いわゆるKB国民カード、ロッテカード、農協カード、カード3社で1億400万人の個人情報が流出したと、人口の倍ですね。

こういうことの中でね、韓国でいろんな団体の皆さんが声を上げて、やっぱりなくしていこうという運動を進めてますけれども、日本に近い韓国が、こういう事態だということも申し上げておきますけれども、ハッカーだとか含めた、この個人情報問題については、いろいろ防げない部分もあろうかと思えますけれども、国民監視の体制をつくっていくという話でありますし、その結果、さまざまな国民の皆さんの情報をつかんでですね、税の徴収を強化するとか、管理社会を拡大していくとか、そういう問題でありますので、問題意識を持っていただいて、日々の仕事に従事していただきたいということは最初に申し上げておきたいと思えます。

そこで、議案の問題であります。補足説

明が部長からありましたように、独自利用という、この制度導入に関連して、いろいろな利便性を発揮できるような、そのための条例をつくってですね、対応していくということです。

子どもの医療費助成制度に絡む税情報からですね、いわゆる四つの医療費助成制度、それと生活保護を受けている外国人の皆さんの情報が庁内、庁外も含めて、時期はずれますけども、とれるような条例改正が今回の提案だと聞いております。

ここに書いてますように、子どもの医療費助成制度、身体障害者、ひとり親家庭、老人医療、そういう5分野について、担当のほうから説明いただきたいと思えます。

それと、わかりやすく説明いただきたいと思うんですけども、来年4月から子どもの医療費助成制度で所得制限が撤廃されますけども、例えば障害者医療費助成制度を受けようとした方がね、市役所に来た場合を考えて、この議案で提案してますけども、独自利用した場合に、どういう流れになるのか。

いろいろな用紙についてですね、窓口に来たら、これまでは、それを窓口でとって添付書類を出してますけども、そうしなくてもよくなるわけで、そういう問題も含めて、わかりやすく、障害者医療費助成制度を申請したと考えた場合に、その流れについてですね、少し説明をお願いしたい。平成29年7月から始まろうとしている、自治体間の連携についても、少しわかりやすく説明いただきたいと思えます。

○三好義治委員長 榎納課長。

○榎納情報政策課長 野口委員のご質問にお答えいたします。

まず、今回、条例に上げさせていただいております独自利用の考え方ですが、3点

ございまして、まず、1点が事務の根拠が条例で定められていること。2点目が国の機関である特定個人情報保護委員会が事例として定める事務。3点目が番号法に規定されていない事務のうち、趣旨・目的が法定事務と同一、または内容が類似している事務であって、マイナンバーを利用して処理することにより添付処理の省略など、市民の利便性向上や事務の効率化が見込まれる事務という、そういう視点で今回、5事務を選定させていただいたものでございます。

類似する事務についてというところで、例えば、老人医療費助成を例に挙げますと、番号法別表第2で定めております介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって、主務省令で定めるものという形で別表第2で事務が定められておりますが、これに類する事務ということで手続の例としては申請、変更の届出の受理等ですね、そういった形で利用される。あと身体障害者及び知的障害者の医療費助成、ひとり親家庭の医療費助成、子どもの医療費助成というものも、それぞれ別表第2の第2欄の事務に掲げられている類似する事務で条例で定めるものとして今回、独自利用として挙げさせていただいているものでございます。

それから、5つ目の事務の生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務に当たりましては、先ほど、私が申し上げました独自利用の考え方の1点目の事務の根拠が条例で定められていることとなっておりますが、こちらにおいては、実は国のほうから当初は事務の根拠は条例で定められていることということになっておりましたが、その後、国から通知がまいり

まして、条例の制定が望ましいけれども、外国人に対する生活保護法の事務については、番号法別表第1には含まれていないため、これらの方の個人番号を利用する場合には、独自利用の条例を制定する必要があるという見解が示されましたので、今回、この5事務の中に入れさせていただき、規定させていただくものでございます。

2点目の障害医療費助成制度の流れということでのご質問ですが、先ほど、ご説明させていただきましたが、基本的に事務の流れは平成28年1月以降も変わりません。ただ、平成28年1月から個人番号を利用することに伴いまして、特定個人情報を利用する。これに当たりまして、条例で制定する必要があることから、今回、法整備をさせていただくものでございますので、基本的に事務の流れは現状と同じということで理解いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3点目の平成29年7月からの他の自治体との情報連携になりますが、こちらのほうは、例えば転入してこられた方の前住所地での所得情報であったり、そういった特定個人情報を他の自治体と情報のやりとりをするシステムになっております。情報提供ネットワークシステムは今、粛々と、その対応が進められておりますが、これを利用することによって、例えば前住所地に、その課税証明であるとか、納付証明であるとか、そういったものを市民の方が取りに行く、そういう添付書類の省略がされるということで利便性の向上が図られるのではないかと、認識しているところでございます。

そして、セキュリティの面、この面が非常に心配される場所ですけれども、こちらにおきましては、自治体間ごとに符号で

もって、その中にはマイナンバーを含む4情報は含まれない形で情報連携がされるものとなっております。

加えて、その専用回線、LGWAN（総合行政ネットワーク）を利用することによってセキュリティの安全性を担保する形での仕組みが整えられるものとなっております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 なかなかインターネットの環境について理解が浅いもので、わからん分もあるんですけども、今回、摂津市は番号法の9条2項に基づいて五つの仕事について対象に入れました。いろいろ事前にご説明いただいておりますけども、摂津市は5つですけども、例えば、近隣各市、既に議会で議決した自治体もあれば、同じく今議会かもわかりませんが、近隣各市の、9条2項で独自利用をやろうとしている、この仕事ですね、どんな状況なのか、あわせて紹介していただきたいと思えます。

あとわかりやすくする意味で、いろいろご説明いただいて、大まかにはわかるわけでありまして、先ほど、障害者の申請と言いました。これまでは所得証明が要るとしたらね、それをとって障害者医療費助成制度を申請する課に持っていくというのがありましたけども、これをしないで、例えば、申請を受け付けるところに行けば、個人ナンバーを言えばそこで担当同士で情報がとれるということで利便性が向上するということだと思いますけども、もう少し噛み砕いていただいてですね、その辺の利便性の中身について、教えてもらえればと思います。

○三好義治委員長 榎納課長。

○榎納情報政策課長 独自利用につきま

しての他市の利用状況ですが、今、手元にございますのが、まず吹田市です。吹田市におきましては、条例で定めておりますのが、ひとり親家庭の医療費の助成に関する事務、吹田市子どもの医療費の助成に関する事務となっております。

高槻市におきましては、本市と同様で、この12月議会に上程すると聞いております。予定されている事務が老人医療費助成事務、障害者医療費・ひとり親家庭医療費・子ども医療費助成事務、外国人生活保護事務、重度障害者訪問看護利用料助成事務、食事療養費等負担額助成事務、訪問介護サービス利用者負担助成事務、介護保険サービス利用者負担助成事務、人間ドック等受診費用助成事務、健診等受診料助成事務となっております。

あと岸和田市が外国人生活保護事務、医療費助成事務については本市と同様で、市営住宅普通住宅管理事務ということで、他市、この独自利用事務の制定は、まちまちのところはございます。ただ、本市の、この独自利用につきましましては、先ほど申しました3点の考え方と加えまして、やはり個人情報の保護というものを最大限に考えた場合に、まだ、これから始まるものでございます。やはり、これから利用するにあたって、この制度がしっかり動いていくというようなところを見極めながら、なおかつ、こういった他市の状況、動向等を見ながら、今後、本市の現状の事務と照らし合わせながら、必要であるかどうかという判断をしながら、今後、その事務については、先ほどの3点の視点の中で考えていきたいというふうに考えております。

最後のところの医療費、例えば、障害者医療費助成事務についての事務の流れというところなんです、実際、今、医療費

助成につきましても、システムが導入されているところなんです。ですので、委員がおっしゃられましたような所得であったり、住民基本台帳であったり、現状は自動的に連携がされております。ただ、庁内における、そういう情報の連携というものに当たりますと、逆に、この1月から個人番号を利用するに当たって、個人番号を含む特定個人情報となることから、こういう形の条例を挙げさせていただかないと、その連携、自動連携ができなくなるものから、今回、条例を制定させていただいているものです。もう1点、先ほど申しました平成29年7月、もう少し先になります、そこから、他の自治体との情報連携が始まります。そこに至って初めて市民の方の利便性に寄与できるものではないかと考えます。だから、現状におきましては、現状の事務に支障のない形、例えばシステム上、自動連携していることを、平成28年1月以降も事務の効率化のために同様の事務をさせていただくために今回、条例において整備をさせていただいたものでございますので、よろしくお願いいたします。

○三好義治委員長 障害者医療助成事務について、現状から、来年度どのように効率化、市民サービスの向上につながっていくのか、もう少し具体的にわかりやすく答弁をお願いします。質問者は、それを聞いているんです。だから、今、窓口2か所に行ってるやつが、例えば1か所だけでいけますとかね、そういう利便性がどう変わるんやという質問をしてるので。システム上連動しているということはよくわかりましたので。

暫時休憩します。

(午前11時27分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

和田次長。

○和田総務部次長 それでは、システムの内容につきまして、ご説明いたします。

まず、平成28年1月以降に税情報の収集からスタートいたします。それで、蓄積が行われまして、実際、利用されますのが、地方自治体の場合は平成29年7月から情報交換がスタートするというので、その時点で初めて、このネットワークを使ったマイナンバーを前提とした情報交換が全国的に行われますので、今まで証明書の添付でご負担をいただいていた部分が、実質的に省略されるということで、市民の皆様には証明手数料の負担もなくなりますし、事務方の立場からいたしますと、行政の処理が非常に効率化するということで、両方にメリットがあるシステムと認識をいたしております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 最後に一言だけ言って終わりますが、10月7日、9日の日経コンピュータという情報誌で、マイナンバー前夜、自治体を襲うサイバー攻撃ということで、人口16万人の長野県上田市において、6月12日夜、一通のメールが届いた事件を取り上げて、こういう表題で記事を入れてるわけです。申し上げますと、「市役所庁内のパソコンがウイルスに感染し、外部への不審な通信が発生しているようだ。大至急調べてほしい」という、こういうメールから、この記事によると8月の下旬でもまだ復旧していないという状況であります。

上田市では、中堅の企業と同じ規模のパソコン1,500台を扱ってるそうでありますけれども、こういう状況を受けて、総務省でも自治体情報セキュリティ対策検討

チームというものを立ち上げて、いろんなサイバー攻撃の問題について対処を進めていくという流れになってますので、幾ら頑張ってもなかなか難しい問題もありますけれども、冒頭申し上げたそういう性格の問題から、技術がどんどん進歩して、サイバー攻撃もどんどん入っていきこうということで動いてますので、ぜひそういったことを受けとめていただいて、対応をしていただきたいということをお願いいたします。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 マイナンバー制度が来年1月から施行されて、税情報を集めていくということになれば、このマイナンバーに年金からの所得、給与所得、ほかの所得、それから市民税に関するものが全部1本化されるということ、これを取り扱いをしていくということになるわけですね。先ほども野口委員も言いましたように、非常に危ない代物ですから、来年から始まる業者にも、これの取り扱い、もし事故に遭って漏らしたら、それこそ非常に重い罰がある。それをまた法以外の分の取り扱いを庁内でやろうということになってくるわけですから、本当に慎重にやっていかなくてはならないし、部長が言われたように、限定的なものであるにこしたことはないと思っているんですけども、この参考資料の最後に規則もつけてくれてあります。規則の取り扱いだけでも、申請の分だけでも医療費助成も、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、と取り扱いがあります。その申請だけでもこれだけありますし、その申請につながってほかに取り扱い的な項目もまたア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クとあります。限定的というような形で非常にいろんな扱いができるわけです。

例えば、障害者医療費ということになれば国からの助成が使えますけども、基本的には国民健康保険とか社会保険とか、保険の医療の給付というのを受ける。だからその関係で保険の資格から障害者手帳の内容から、何から確認をしていかななくてはならないという話になってくる。でも、国民健康保険とか介護保険とか、市民税課が全体で全てこれを取り扱えるということになるわけではないですから、ここにはないものは使えない。ほとんど使えるような感じにはなるんですけれども。そういうことも職員の方々にもしっかりと教育をして、それこそ漏えいしたら自治体であれ、重い罰則という話になってくるのかなと思いますので、その辺の徹底、取り扱い、部長からの話も出ましたけど、大丈夫かなという気がしますので、その辺の確認というか、大丈夫かということだけ聞かせていただきたいと思います。

○三好義治委員長 榎納課長。

○榎納情報政策課長 山崎委員の質問にお答えいたします。

委員がご指摘のとおり、このマイナンバーにおきましては、やはり社会保障、税、防災対策という限られたものになっております。そして、その事務が限定されてるがゆえに、今回この施行規則でかなり細かく列記されており、個別具体的な事務であったり、利用する特定情報を挙げるというようになっておりますことから、かなり細かい記載となっております。

それと、もう1点、ご指摘のとおり、やはり職員に対してもこの個人番号の利用というところは限られた事務でしか利用できない等、そういったところをしっかりと認識して、平成28年1月からの利用開始に伴って行っていく。ここは例えばセキュ

リティ研修であったり、そういった中で職員についての研修の必要性、これはまた人事課と協力しながら行っていく必要があるかなと思っております。

○三好義治委員長 質問者の聞いている内容と食い違ってるんで、杉本部長。

○杉本総務部長 条文に細かく規定してあるということで、今、榎納課長から申し上げましたけども、一方でこれは逆に細かく規定して、さまざまに使えるというよりも、むしろ個別具体的に限定するために挙げているというふうに考えていただいているのかと思います。

それと、市役所というのは個人情報の固まりでありますから、これをいかに守るかということが我々には課せられておりますけども、今まで以上にマイナンバー制度が入ったことでセキュリティを強化していきたいというふうにも考えますし、また、このマイナンバー制度で受ける危険性を削除して利便性を上げていくということについて、今後とも十分に努力してまいりたいと思いますし、もちろん事故があっては困りますし、先ほどの上田市のほうでのサイバー攻撃というようなこともございます。日本国内からだけの攻撃でもないようですので、そういったところにも十分留意した中で、国等の指導を仰ぎながら、今後も努力してまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 国のほうでは、税情報以外にも、医療情報等が今度個人番号に集約されていくことになってますし、そういう意味では取り扱いのほうは、これからもこの条例が議決されましても、この条例の対象がどんどん広がっていくということに恐らくなるであろうということですから、

スタートしたら取り扱いは慎重にやっていただかないといけませんし、これから広げるのについても、国からの指導は基本的には任意だということですから、その広げることについても、これから慎重にということをお願いしておきたいなと思います。

○三好義治委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時37分 休憩)

(午前11時39分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第78号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 では、今度の78号に関する質問なんですけど、この条例は税条例ですけれども、個人番号にかかわって、税情報をやりとり、申請手続するとき、個人番号・法人番号を記入するようにしていくということなんだと理解をしておるんですけども、先ほどの議案第73号の審査でも国は法で決まっていな部分については任意だといいなながらも、税に関する分ですから、ここの部分でいうと、義務化ということやってきてるのかなと思うんですけども、まずどれだけの文書や手続に導入されていって、例えば書類のひな型がもう決めてあるということがあつたら、紹介をしていただけるといふか、この条例でわかりにくいところで記入欄の中身ですね、この点をご説明いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○三好義治委員長 和田次長。

○和田総務部次長 それでは、今回の条例の内容をご説明いたします。

まず、今回条例の改正の目的なんですけれども、いわゆる番号法が施行されたことに伴いまして、地方税法が改正されました。地方税法の中で、その政省令の中で番号をつけることが義務づけられているもので、政省令の中で規定されているもの、それはそのまま適用となるんですけれども、政省令の中で義務づけられているけれども、具体的な様式の規定がなくて、なおかつ条例のほうで規定をしているもの、この部分につきまして、今回13件ございましたので、条例を改正させていただいております。

具体的に申しますと、申告関係では29条ほか4件ございまして、計5件。減免申請関係で48条ほか5件で6件。届出関係で69条ほか1件の2件、計13件という内容になっております。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報入手する手続ということで国が指針を示していただいている中身、これはもう全部網羅をしてあるわけですけれども、この項目にないものは大阪府が決める条例もあるのかもしれないし、それこそ産業的にない産業というか、特殊な産業で摂津の市税とは全く関係ないような中身なんかもあるんでしょうから、ここにはないものは基本的に要らないというか、使わないということで、今回あがっていないというふうに理解してもよろしいでしょうか。その点と、それから、このマイナンバーは今ちようどやりとりをしているところですから、交付が行き届かない方ももしかしたら出てくるかもしれないということで、来年からの申請のときに、この取り扱いがわからないという方の記入については、どういう取り扱いになっていくのか。

それから、これだけたくさん項目で決められてくるわけですが、この取り扱いですね、さっきの議案第73号の審査でもいいましたように、いろんな税情報がひもつきとなってくるわけですから、番号そのものが一応得られれば、何らかの確認というのは本人でないとなかなかできないという仕組みにはなってはくるんでしょうけれども、その方の情報をつかむことができるかもしれない情報ですから、番号そのものが多くの人目に触れないように、していく必要があるのではないかとということもあると思うんですけれども、その辺も答えいただければと思います。

○三好義治委員長 和田次長。

○和田総務部次長 それでは、2回目の質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーの利用でございますけれども、来年1月1日から情報収集ということで、私どものほうは収集いたしますけれども、具体的に例えば個人住民税等につきましては、平成28年の収入分からになっております。平成28年分の収入からなので、課税につきましては平成29年度課税からになります。そういった関係で、先ほども説明いたしましたけれども、平成29年の7月から情報交換がスタートするということになっておりまして、来年の1月1日から実際マイナンバーカードの情報が流れてくるという間に1年半の期間がございます。その間におきまして、全国からいろんな課題が挙げられております。具体的に申しますと、課税通知の中にマイナンバーを載せるのかどうかということで、例えば特徴義務者のほうでマイナンバーを通知されて、それを個人に配るときに秘密保持が難しいということが特徴義務者の団体のほうから挙げられており

ます。

当初は通知するということになっておりましたけれども、国のほうで改正をされて、当面その通知はしないということの形で改正をされております。こういった感じで具体的にスタートするのは1月1日からですけれども、その収集の状況、それとマイナンバーの登録の状況ですね。どれほど進むのかどうか。その流れによっては、私どものほうとしては、実行段階でまだこれから修正があるのではないかと考えておりますので、随時情報は提供していきたいなと思っております。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 そうすると、この条例によってでき上がる、今度これからの手続については、マイナンバーが書けないと書類の不備になるんでしょうか。そこだけお聞かせ願います。

○三好義治委員長 和田次長。

○和田総務部次長 具体的に本人確認と番号確認ということでお伺いをしておりますけれども、書けないということであれば、それ以外の情報で対処するしかないなと思えますし、仮に空欄であっても、記載されてあっても、その番号が正しいかどうかというチェックが必要になってくるかと思っておりますので、記載内容のチェックの中でそれは可能ではないかと、私は考えております。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 つまり、この条例上で番号欄ができて、手続的には番号利用が始まりますけれども、この番号がなくても、ほかの情報からのすり合わせもできるということで、番号のない書類は受け付けられないということにはならないということによろしいですね。差し戻すということに

はならないということですよ。これは初めての制度ですから、もうこの番号そのものが本当に最高級極秘扱いというか、セキュリティの必要な情報ということになってきますので、番号欄ができません、取り扱いについてはほんまに慎重に期していただきたいと思います。なるべく取り扱いの量というのは減らしてもらおうようにお願いをしたいと思います。

○三好義治委員長 和田次長。

○和田総務部次長 個人番号の普及度合いによるかなと思います。平成28年分からのので、具体的には平成29年に入ってからになります。だから、これからマイナンバーが交付されて、どの程度普及していくのか。基本的に今の段階では全部利用されるという前提で、この制度が進んでおりますので、不備があったらどうかというのはなかなか難しいかなと思います。ケース・バイ・ケースで判断していくということになると思いますけれども、原則、全員に普及があるという前提で法律や条例が整備されているということで、ご解釈いただきたいと思います。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 申請権を奪ってはいけないんですよ。届けが出た場合、行政手続法でいうと受付をしなくちゃならない。そこに不備があった場合は決定ができませんとか、差し戻しますとか、ここがあきませんから入れて返してくださいとか、そういう指導ができるという話になるんです。そうじゃないと、出たやつを拒絶するということではできないはずですので、その辺は慎重に取り扱いをしてもらいたいと思いますし、どうしても書けない人の申請権を奪うのかという話になってくるかと思うので、ケース・バイ・ケースでということ

にはならないと思います。

○三好義治委員長 和田次長。

○和田総務部次長 委員がご指摘の点も想定されるかと思いますが、実施時期までに期間がございます。近隣各市及び府等々も調整をして対応をしていきたいと考えております。

○三好義治委員長 答弁が冒頭からそういう答弁をしとったらいいやけど、まだ2年かかる中で、縦割りでびしっと切るから、こういう質問になってくるんやね。まだ未確定の部分があって、他市の動きも見ながら検討していきますと、冒頭から答弁しとけば、ここまで質問することもなかったの、委員長として指摘しておきます。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時51分 休憩)

(午後 1時 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第74号及び議案第76号の審査を行います。

ご承知のとおり、議案第74号につきましては、議長が教育委員会に対しての意見聴取を行い、「適当と認めます。」との回答を得ていることを申し添えます。

本2件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

福住委員。

○福住礼子委員 それでは、議案第74号についてです。

摂津市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関するということですが、教育委員会から市長が管理及び執行するということでありませぬけれども、今後、何か運営をしていく上での改善といったものが行われるのでしょうか。どのようなメリットがあるのか、

また、デメリットといったものは発生しないのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

それから、議案第76号につきましては、機構改革に伴う条例です。機構改革の視点として、「市制施行50周年の節目を前に社会情勢の変化や市民ニーズの多様化による新たな行政課題にしっかりと対応するべく、平成28年4月から実施、機構改革により、職員一人一人の能力を最大限生かし、より柔軟に対応できる組織体制を構築し、持続可能な行政経営の実現と、新たな行政サービスの展開につなげていきます。」という考え方を以前に資料をいただいた時に書かれてありました。50周年の節目とあれば、何か古いものから新しいものへの変化といったものを私は想像いたしました。組織運営をする中で、縦割りで実行に時間がかかってきたことが、これからは迅速に進められていくといったことがあるのか、もう少し具体的な説明をしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西政策推進課長 ただいまのご質問2点について、ご説明いたします。

まず、議案第74号のほうなんですけれども、具体的に文化・スポーツに関する教育委員会所管のものが市長部局にということでございます。メリットといたしましては、今まで文化・スポーツ、これが市長部局でもやっておりました地域振興、これと一体になることによりまして、地域の活性化、文化もスポーツもある種、人が集まって、みんなで取り組むものがございます。市長部局で今やっております地域振興と一体になることにより、さらなる相乗効果が見込めるものがございます。

また、デメリットは今のところ別段ない

ものと考えております。もっと具体的なメリットといたしましては、例えば、今まで文化活動でしたら文化団体のお手伝いであるとか、支援は教育委員会でしたが、今回市長部局にまゐります。市長部局でもともと文化ホールであるとか、施設を管理しておりましたので、今回、団体の支援と、それから施設の管理、全て同じ部で所管することになりますので、スムーズなご誘導、スムーズな対応ができるものと考えております。

続きまして、議案第76号のほうですね、50周年を機に機構改革いたします。この中の古いものから新しいものへの変化、縦割り等々のお話なんですけれども、一番わかりやすいところでは、縦割りではないですけれども、新しく環境部をつくるということだと考えております。今まで広い部で、その部の中の一つのセクションとして、環境問題を扱っておりましたが、今回50周年を機に新しく時代の流れにも対応いたします。環境部を新しくつくることによりまして、環境に特化した部ができますので、かなり環境に軸足を置いた取り組みをこの部ではやっていくこととなります。また外に対しても摂津市の取り組みが大いに発信できるものと考えております。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 文化・スポーツの分野が大変活性化されるということです。人が集まる地域振興の取り組みが、これからはもっと盛んになって、たくさんの方が、また新しい方がたくさん集ってくるような流れになっていけばなと思ひますので、来年は文化ホールも新しくなるということです。楽しみにしておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それから、議案第76号について、環境

部というのが一つ大きな変わり目ということでありました。一人一人の能力をしっかりと生かしていく、また柔軟に対応できる組織の構築を目指すといったことは、いざれにしましても、そこにかかわる人、そしてリーダーとなる人の存在というのは大変重要になってくるのではないかと思います。第5次行政改革実施計画においても、人材育成には強い意志を持って取り組まれるのかなと思っておりますので、どうぞその辺のことこれからも具体的な計画を進めていただきますように、よろしくお願いいたします。

○三好義治委員長 ほかに。

野口委員。

○野口博委員 なかなか判断しがたい内容なんですけれども、何のために機構改革するのかというのが、なかなか見えないということを率直に申し上げます。それで、ロードマップでは「改革の柱2」ということで関連するこの事案について書かれているわけですが、議案74号については、平成19年度の関係法の改正に伴って、文化・スポーツについては自治体が条例化を行えば、補助執行しなくてできるんだということに基づいて、今回条例提案をされてるわけでありまして。教育委員会のこれまでのいろんな仕事について、いわゆる市長部局の関与も論議の結果、総合教育会議なるものができて、市長だとか教育長、教育委員を含めて、そこに構成されていろんな議論がなされています。そういう過去の経過からすれば、教育委員会として長年やってきたわけで、単なる団体との調整だとか、事務執行上やりやすいということだけで、市長部局に移動していいのかという問題が、なかなか納得できません。

昔、時代的には生涯学習だということ、

そこで文化・スポーツを教育委員会で組まれて、教育委員会に生涯学習課ができて、長年取り組んできましたけども、そういう教育委員会としての政治的な中立性の中で営んできた問題と、この間の経過の中で総合教育会議で調整できるのに、なぜ文化・スポーツを離すのかという問題がなかなか理解できませんので、説明をいただきたいと思います。

議案第76号関係ですけども、これもなかなかわかりにくいです。先ほど、来年度市制施行50周年を迎えるということに伴って、いろいろ述べられましたけども、確かに環境部というのは、環境について摂津市の行政として特化していくんだという点では当然大事だと思いますし、この点は良としたいと思ってます。以前から小規模自治体でありますけども、議会もそうですけども、公害対策特別委員会もなくなりましたし、いわゆる街並みなどをぱっと見て環境の分野から物事を進めていくという観点が低下してましたので、そういう経過を踏まえれば、この環境部というのはいいことだと思っておりますけども、全体を見ますと、部長級職員の数からいいますと、今回の案によって減少になります。この間、いろいろ部長にご意見を聞いてきました。なかなか担当としては言えない部分もあるのかと思いますけども、とりあえず大変ですけども、やるしかないというのが、大まかな部長のご意見だとかっちは受けとめているわけでありまして、例えば、建設部を今回つくろうとしてます。前回いろいろ議論されておったと思うんですけども、まちづくりを企画する部門と維持管理する部門を一緒にしようということで、過去そんな動きもあったと思いますけども、これは無くなりました。今回こういう中で

再度あげてますけども、なかなか理解できないのが、ある方は分離すべきだと、以前そういう議論もあったけども、やっぱり企画する部門と分離すべきだということで、今日いってると。当然、都市整備部長はもう来年3月に定年退職になりますし、当然その他の方がなります。維持管理を専門とされた方が、例えば部長になろうとした場合に、なかなかその辺、建設部ができた場合には率直にしんどいだろうと僕は思っています。両方を経験された方が部長になれば、僕は問題ないと思うんだけど、そういう部長の資質も含めて、この企画部門と管理部門がなぜ合体なのかということについて、ご説明いただきたいと思います。

それと、土木下水道部の下水道部分のほとんどと、水道部を合体しようとしています。20年間の間に水道としては大阪広域企業団との統合を含めて今後議論していきますけども、国の動きとともに考えれば、いわゆる企業会計化して、将来的に民間企業が参入しやすい条件をこの分野につくっていくんだという路線がありますけども、全体としては職員の数は変わりませんが、冒頭申し上げた、何のための機構改革なのかということについて、説明をいただきたいと思います。

それと、提案するまでに、関係課で協議して、効果について検討するということがありますけども、どのぐらいの現場の関係者と、例えば課長、次長だとか、一般の職員も含めて、全体でこの機構改革をどうしようかという意味合いの議論がほんまにされてきたのかという点では心配でありますけども、その辺の、この間の議論の進め方の経過についてもあわせてお答えをいただきたいと思います。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西政策推進課長 ただいまの複数のご質問について、お答えいたします。

まず、文化・スポーツを市のほうにというお話でございますが、まず、いろいろ担当課とヒアリングする中で感じましたのは、文化・スポーツといった社会教育活動なんですけれども、これも平たく言えば市民活動であり、その文化・スポーツ活動と、例えば地域を活性化するような活動、なかなかはっきり線引きとして、活動としてはスポーツ文化なんだろうけども、市民の活動の雰囲気というか、活動そのものに線引きが徐々になくなってきていると、それをすごく感じました。その中で、今回どうしたら一番市民活動が活性化されるか、そのあたり議論する中で、この行革にも載っております文化・スポーツを市長部局に一元化というのが考え出されたという経過でございます。

また、特にこの文化・スポーツを市長部局に一元化する中で、我々が最も気をつけなければならないと思うところは、今まで教育委員会が文化スポーツを手放された後も、当然教育委員会であったり学校の中であったり、連携は非常に密に保たなければならない。ここに一番配慮しながら、これから先、まちづくりと文化・スポーツを一体として進めていかなければならないと強く感じしております。

続きまして、機構改革を市制施行50周年の節目でいたしますわけですが、特に建設部についてのご質問でございます。

建設部はご指摘のように、今までまちづくりの部分と管理をつかさどる部分、別々の部でございましたが、今回は建設部として一つの部として新しくスタートを切るわけでございます。その中でメリットとい

うところは、言うに及ばず、まちづくりの設計から管理に至るところまで見通して今もやっておりますけれども、さらに一体として同じ部の中で協議を進められるというメリットがございます。ご指摘のように、今後、建設部となりましたら建設部長にとってはまちづくりも見るとし、管理も当然見るという体制になってまいります。このあたりは、部の中全体を見回しながら、一つの部として適切に運営していくというふうな方向で進めてまいるといふことでございます。

続いて、上下水道部でございます。

上下水道部は何を考え方の軸に置いているのかということなんですけれども、まず軸は、今、下水道事業に企業会計、これを導入したいと、この企業会計のメリットは、貸借対照表でありますとか、プライマリーバランスといろいろありますけれども、要はお金の流れが見えやすいというところでございます。透明性が図れるというところでございます。これに向けまして、既に企業会計になっている水道部と一体になることによって、1年間の準備期間を経た中で企業会計へと下水道部を上手に導く、これが行革の上下水道統合のねらいでございます。

最後に、機構改革全体といたしまして、どういう協議があったのかというお問い合わせに対しましてでございますが、まず機構改革の流れに記載されている文化・スポーツであったり、機構改革に載っているところは、平成26年度あたりからいろいろ構想がございました。担当課とお話をさせていただいたり、政策推進課のほうで考えたり、行革のロードマップを練る中で機構改革を練っておりました。それも含めまして、ことし4月、5月になりまして、まずヒア

リングとして、政策推進課、財政課、人事課等が入りまして、担当課長、または担当課長代理級も入っていただいて、各課の実情でありますとか機構改革に対する考え方をお聞きしました。その後、各部長級ヒアリングを経まして、意見を聴取しまして、最終的に今のプランができ上がった流れでございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 なかなかわかりにくいんですね。当面、出発としては人的な数は変わらないということが一応基本でありますよね。いろいろ事務作業上、仕事しやすい、時代も変わったと、50周年を迎えるということで、この際にやろうということで、いろいろ理屈をつけてきたと。最初申し上げたように、環境部の問題を一応良としておりますけれども、細かいことでありますけど、例えば市史編さん室ですね、以前教育委員会にあって、総務課にきて、また教育委員会に戻すということですね。いろいろの間、行ったり来たりしてる部署もあります。だから、先ほど説明があった、議論をされてきたと思うんですけども、何がこれまでの機構と比較して、職員の仕事一つ見ても、どう変わるのか説明を聞かせていただいてもなかなかわかりにくいというように思います。

議案第74号についても、やっぱり長年やってきたということは、そういう教育行政として文化・スポーツができましたと、生涯学習でやりましたと、先ほどいいましたように、この生涯学習という人間の生涯の中で、いろんな位置づけがあって、それを取り組んでこられました。同時に教育委員会と、政治的中立性の中できちっとされてきたと。先ほどいいましたように、調整はちゃんとできるわけでありますから、

基本的な調整はね。市民生活に持ってこなくてもできるわけでありまして。いろいろ苦労されてきたかわからないけれども、文化・スポーツ行政が、政治的に利用される可能性も出てくるわけですよ。そういうことが予想されるわけですよ。それが可能になるわけですよ。そういう問題もあつたり、何かしら今回提案された機構改革は、やっぱり市民的に見ても、なぜやる必要があるのかという点について、そちらは必要があると思つて提案されてるわけですけども、理解できるように、もう一回説明していただきたいと。

それと、議案第74号で文化・スポーツを市長部局、市民生活に持ってこようとしてますけども、結局いろんな関係規則だとか見ていると、補助執行であっても、でなくても、行政の判断によって、例えば市長部局の仕事を教育委員会に持ってきても、補助執行すればできるんだということになってると思つてますが、そういう点では、いろんな意味できちっとやってたことが、なし崩し的に動こうとしてる部分も感じられるわけでありまして。そういうことも含めて、もう一回わかりやすく、市民的にどう変わるのか、職員の仕事でどう変わるのかということを知りやすく説明してください。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西政策推進課長 そうしましたら、大きく分けて、市史編さん室と文化スポーツ課についてご説明させていただきます。

まず、市史編さん室なんですけれども、ご指摘のように教育委員会であつたり、いろいろ今まで所管が変わってきた経緯がございます。今は市長部局でございます。この考え方、市史は市全体のものなので、市を代表する市長の仕事である。市長が所

管である。この考え方は何ら変わるものではございません。ただ、市史の編さん作業なんですけれども、いろいろな歴史的な書物、資料でありましたり、そのあたり、文化財でありましたり、教育委員会と非常にゆかりが強いというの、またこれは事実としてございます。また市史編さんに欠かせない資料と、歴史的な資料等は防火体制の関係で、防火体制が整つて図書館が執務場所になっております。そのあたりを勘案いたしまして、一番理想的な姿は、市の市史なんですから、市長の名で市長部局で持つと。市長の権限として市史は編さんする。ただ、実際に実務をこなすのは、一番ゆかりの深い教育委員会であると。そのあたりに着目いたしまして、補助執行という形で、市長の名前、市長の権限を残しながら、補助執行で教育委員会に執行していただく、こういう形を今回提案させていただいております。

続きまして、議案第74号の文化・スポーツでございます。わかりやすいメリットというお問い合わせに対しましてなんですけれども、まず、同じ話にもなるかと思うんですけれども、文化とスポーツ、それから市民活動、最近ボーダーレスになってきてますので、同じ部署でやったほうが相乗効果が発揮できるだろうと。抽象的なお話なんです、具体的に言いますと、先ほど申しましたように、今までは文化活動の団体を支援をするのは教育委員会、施設を持つのは市長部局と、ばらばらだったんですけれども、市長部局に集約いたしますので、市民の方への誘導でありましたり、対応は非常にスムーズになると考えております。

また、文化・スポーツも地域振興も両方とも同じようなと言つたら失礼で、活動としては市民の活性化でございますので、ま

たいろいろイベントを見直す中で、同じような時期にやっているイベントを一つにまとめて、また新しいアイデアで、また新しいイベントを生み出そうというの、また取り組みとしてはできてくるかなと思います。このあたりがメリットとして考えられるところがございます。

あと、なし崩し的になっていないかというご指摘なんですけれども、これは市長部局にいきましても政治的にどうこうというものではございませんで、市としてまちづくりの一環として、文化・スポーツにも真摯に取り組んでまいる所存でございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 何か理解できないんです。総合教育会議ができて、長年やってきました文化・スポーツ行政、生涯学習もね、調整はできるわけで、基本的な問題は。あとは人的なかかわりで団体という課題もあるし、総合的にご判断されたということだけなんです。補助執行の問題は、言いましたけれども、例えば、教育委員会では子育ての関係と、保育所、学童保育とかですね、補助執行で数年前に教育委員会にきましたけれども、何かそういう流れを見ますと、この現場ときちっと相談、協議なさって、それで人的にも仕事の上でも、きちんと対応できる状態だということを前提とした機構改革ということが見えないと、定数問題でも、僕らは詳しくわかりませんが、企画と管理維持は全然違うわけで、そこを僕は一番心配してるんですよ。

それと、この機構改革の変更後の係の中で、建設部に水みどり課がつくられます。公園みどり係と水路係があり、水路係は土木下水道部の下水道事業課から、水路管理業務を編入、維持係がこれまでは道路管理

課の維持係でありましたけれども、新しい建設部でも維持係はここしかないということで、全体をどうするのかという、こういう人の配置もいろいろあるのかもわかりませんが、何かその辺は建設部については理解できないと、単純にですよ。基本的な企画と管理維持も含めて、それをもう少し何か理由づけをきちっとされて、ご説明いただきたいと思います。

余り言いませんけれども、きちっと現場と協議をなさっていただきたいと。現場には部長もおられれば、課長級もおられます。職員もおられます。いろいろそれぞれの課で仕事されてますけれども、方針を決めてやっていますけれども、やっぱり課長級以下の方々も含めて、せっかく50周年を迎えるわけでありますから、課として機構改革をする上で、何がメリット、デメリットなのかという議論をしていただいて提案するという、そういう意味でのきちっとした議論をやっていただくことが僕は大事だと思っておりますし、ぜひそういうことはやってほしいと思っております。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西政策推進課長 まず、建設部の中の水みどり課なんですけれども、これは資料のとおり、緑化推進と公園であったり水路関係の維持も含んでおります。なぜこの水路と公園を一緒にということなんですけれども、総合計画の中で、水と緑に親しめるまちにしますという位置づけがございまして、その流れに沿った機構改革でございます。

あと、機構改革するに当たりまして、我々としては担当課であったり、いろんな意見を参考にさせていただきながら、もう全員が100%納得というのは、なかなかそれは難しいと思うんですけれども、ただ、

かなりベストに近い機構改革は最終的にでき上がったものと考えております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 何回も申し上げてますけども、理解できないと。市民の方々に聞いて今の説明わかりますか。僕も今回の議案を見て、各部長などにご意見も聞きましたけども、総合的に見てもなかなか判断できないと。職員の数は変わりませんと、一部、人的な仕事の関係で縦が横になるというふうに思いますけれども、環境問題もありますけども、そのぐらいで大きく機構改革する理由が理解できないということは申し上げておきます。

○三好義治委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 議案第74号についてお聞きしたいと思います。野口委員と私も一緒でございまして、全く理解できないんですよ。めったに意見が合うことはないんですけど、その辺は全く理解できない。一生懸命、川西課長が説明されてましたけど、現場の意見をちゃんと聞いているのか、それと例えば文化・スポーツに関するさまざまな市民団体ときちっと意見の交換をやったのか。

それから、さっきのご答弁の中で、市民協働でやることと、それから、文化・スポーツでやるような一つのさまざまな行事の線引きがなくなったというふうにご答弁されてましたけど、私は全然そういうことはないというふうに思いますし、それから、何か深夜番組で摂津市が一番大阪でマイナーな市だということで、2週にわたってテレビのナインティナインの岡村隆史の番組ですかね。それで何かおちよくられとったような番組があったわけですけど、これからまちのグレードをしっかりと上げるには、やっぱり文化・スポーツをいか

に発展さすかということが大切なんであって、それをまとめて市長部局に持っていくという形が、世間とか一般市民から見たら後退するようになってしまいうわけです。そういう点を幾ら川西課長が説明されても、そういう点のきちっと納得するようなご答弁というか、理屈では成り立たへんですよね。単に行革だけで物事やってはるのかとかね、そういう点で非常に私も納得できないんで、もうちょっと理解できるようにご答弁いただきたいなと思うんですけど。

○三好義治委員長 山口次長。

○山口市長公室次長 渡辺委員のほうから、行革の理念だけではだめだよというお話があったと思います。もちろんそのとおりであると思います。何も組織の統合に対しまして、一定の固まりにすることだけを目指して我々はやってるわけではございません。今回の議案参考資料を見ていただいたらおわかりになるかと思うんですけれども、余り市民の窓口に関することというのは少ないかなというのは事実でございます。ただ、どの項目をとりましても、やはりある程度の事務の内部で効率的に進めることによって、そのことがやはり市民の皆さんの福祉の向上には資するのではないかなというふうには思っております。もちろん効率性だけではございませんけれども、我々は平成26年の秋以降ですね、各課、各部と協議をいたしまして、また先ほど野口委員のほうからもありましたけれども、課長だけではなくして、課長代理、係長以下云々という話がありましたけれども、もちろんそのような意見につきましては、各課、各部でもって集約をしていただいた上で、我々も協議をしてきて、最大公約数でもっての機構改革をご提案

させていただいたというふうに考えております。

○三好義治委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 全くわからへんねんけどな。私の考え方ですけど、文化・スポーツにもっと力を入れていかないかと思ってるんですよ。もっと強化させて、この摂津市というまちをもっと対外的に宣伝して、文化・芸術に非常に力を入れてるまちやなということに私はするべきやというふうに思うんですよ。それが、その課が統合されるということは、それは後退したというふうに私は感じるわけなんです。多くの市民もそういうふうに思われると思います。特に文化・スポーツということになってきたら、市民との接触が多いと思います。そういう点では、そういうコンセンサスを得て、そういう形をとるということも必要やと思いますけど、そちらの部局で単にさまざまな数字を出しながら、単に一部の人の話をしながら、そういうことをやってるんやったら、これはやっぱり机上の空論というふうに私は思いますし、ほんなら、職員の方々の意見を全部吸い上げる必要もないかもしれんけど、ほんならそこに担当しとった職員は一体どういう考えを持ってるかということで、その辺の意見の交換をやったと思うんですけど、どうも聞こえる話では、やっぱり違う方向やということは、私も聞いたことがあります。私らが行く方向性は、今言ったように、文化・スポーツをもっと強化して、摂津市のいい意味でのPRになるようなことをやっていかなあかん。

例えば、本田圭佑さんとかおりますでしょう、スポーツの分野やったら。ああいう方々を育てていくような雰囲気摂津市につくらなあかん。文化でも、リトルカメ

リアとか、音楽祭あるでしょう。あれはやっぱり対外的に宣伝なりますでしょう。あれをもっと充実させて、例えば音楽祭だけではないと思いますよ、さまざまな文化・芸術をもっと強化して行って、PRして、摂津市のいいイメージをつくり上げていかなあかんという考えのもとからしたら、あなた方のいう理屈は全く理解できない。見解の相違かもしれません。非常にですね、今言うたように、合理的に考えて、政治的に中立ということも、野口委員がおっしゃってましたけど、そういうことも、やっぱり僕らも危惧するわけですよ。結局、今言うたように市長部局にずっと集めるというのは、やっぱりそういうことも考えてしまいますよ、我々、政治家の端くれやから。だからそういう点もしっかりとやっぱり考えてもらわなあかんし、こういうことで私は納得できませんわ。これは見解の相違で委員長、もう終わらせてもらいますけど、そういうことです。

○三好義治委員長 委員長としても「見える化」というのが、今大事だというふうに思ってます。条例については部までの範囲になってるんで、課、係についても市民に「見える化」という点で、野口委員、渡辺委員がおっしゃるようなことについては、また今後、検討の余地もあるんで、よろしくお願いします。

山崎委員。

○山崎雅数委員 私のほうからは、別の2点と思ってたんですけど、先ほどの川西課長の例が悪過ぎます。

先ほど、例で市民活動と文化・スポーツを統合するときに、施設が市長部局で、補助が教育委員会やったからというふうな説明がありましたが、つまり文化ホールが市長部局の持ち物であって、文化連盟を補

助してるのが教育委員会やったからということで、ここに齟齬はあったのか。これが文化連盟の支援が市長部局になったらスムーズにいきますみたいな説明に聞こえたんですけども、じゃあ今までそうじゃなかったんですかというような話になってしまうので、その辺はやっぱりきちんと整理をして説明をしてもらわないといかんと思います。

議案第74号に関しては、昨日、臨時の教育委員会を開かれて、議長にこの案は適当やという回答をされて、10月21日には同じように定例の教育委員会で市長に対しても、いいですよという話になってまして、市長には附帯意見がついてます。その附帯意見には関係団体、学校とのつながりが希薄にならないよう、継続的に安定的な教育委員会との連携を強化してほしい。それから、文化・スポーツ推進の取り組みと、地域コミュニティの相乗効果で市民活動の活性化と、市民サービスの向上につながるようにしてほしい。それから、教育委員会との情報交換、教育的見地から意見交換ができるようにしてほしいという、三つの意見がつけられてるんですけども、この意見が、総合教育会議も開かれるようにことしからなりましたけども、本当に安定的で継続的な教育的見地が文化・スポーツにこれから保障されるのかをお聞きしたいと思います。

それと、議案第76号のほうでは部が二つ減るわけですよ。要するに、人員も事務分掌も減らない。教育のほうでは総合型スポーツクラブもそのままやという話ですから、含めて減はないと。減るのは部長だけかなという感じなんですけども、そうすると、これまでやってた仕事そのまま移動するというだけやというような説明に

聞こえておるんですけども、将来、部でやってる仕事、例えば5つの事務分掌を2人でやってます。別の部で10個の事務分掌を3人でやってます。これが今度、部が一つになれば、15個の仕事を今度5人でずっとやりますかじゃなくて、4人にしませんかというような話が今後出てこないとも限らないのではないかと思います。その点をお聞きしたいと思います。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西政策推進課長 ご質問にお答えいたします。

教育委員会から市長部局に複数の意見を頂戴しているのは、本当に大切なことをございまして、我々が言えるのは、今まで教育委員会が文化・スポーツを担われてた。これから市長部局で我々は考えてます。そうなったときに、文化・スポーツが後退したやないかということは、非常にまずい話ですので、それはもう絶対にないように頑張らねばと思っております。これまで以上に文化・スポーツと地域活性化、市長部局でくっついてよかった。ああ、こういうふうになったのかというふうに、形として目に見える形で効果が出るのは、例えば1か月、2か月、1年、2年、なかなかいづようになるのか、結果はすぐには形には見えてこないと思いますけれども、長い目で見て、ああ、ここでくっついて今までにない取り組みが生まれたとか、便利になったとか、そういう形でおっしゃっていただけるようなことは目指していく覚悟でございます。

また、部が減るということですが、後ほど人事課長から補足があるかもわかりませんが、やはり人数が減る部署、人数がふえる部署、やっぱり同じ定数の中での組みかえは当然今後出てくるか

と思います。それは機構改革の中では、もう切り離せない問題と考えております。

○三好義治委員長 山口次長。

○山口市長公室次長 部が2つ減るといってお話は都市整備部の話と、それから上下水道部ですね、この辺の絡みで出てたと思います。

まず、繰り返しになるかもしれませんが、都市整備部、土木下水道部ですね。こちらについては、先ほどからもありましたとおり、まちづくりの計画と管理、これを一緒にするのはどうかというお話でございました。我々、この機構改革するに当たりまして、今までの両部の仕事といたしますか、関係性のあり方でありませうとか、この辺を見ている中で、やはり今後やっぱり企画と管理というのは表裏一体であろうと。やはりこれは密接にかかわるものですから、こういう計画をして、こういうまちをつくったときについては、後々の管理ということも想定しながらつくらなければいけない。もちろんこれは今でもきっちりやっていたらいいわけですが、もちろん、何でも管理しやすいものばかりをつくってほしいなんて、こんな話でもいかんと思います。やはり、その市の特徴も出していかなあきませんし、やっぱり市民にとって非常に利便性のよいまちということから考えますと、やはり両者でもって、一体的に表裏一体の関係で、常に意思疎通を図ってやるということが必要というふうに考えて、今回統合という形をとらせていただきたいということでございます。

もちろん、これには下水道の関係しております、下水道で申しますのは、地方公営企業法の中では、指定7業種といたしまして、水道事業を初め、電気事業でありますとか、合計7つの事業につきましては公営

企業法の適用が初めから全部適用ということになっております。下水道については、条例によって公営企業法の適用をすることができるという、できる規定になっておまして、ただ、上水道と下水道といいますが、もちろん様相といたしまして、原価の構成でありますとか、やっける事業内容というのは違いますけれども、経営の基本的なところですね、運営の仕方でありませうとか、組織、それから身分、それから先ほど課長のほうからありました、きっちり見えやすい、いわゆる経理上見えやすく、原価をきっちり捉えやすくするというにおきましては、やはり財務規程の適用、組織についての公営企業法の適用、それから職員の身分について、この三つが主な内容でございます。ですから、やはり公営企業としてやる以上は、やはりこのあたりは一つの部の中で共通のところについては共通でやるという形で進めるということが、やはり効率性、その他の面から我々に要請された一番最善といたしまして、最小の経費で最大の効果を上げるということにも資することになるのではないかとこのように考えております。

○三好義治委員長 機構改革と人員の体制についてということ聞かれています。

大橋参事。

○大橋市長公室参事 そうでしたら、ご答弁申し上げます。

機構改革ですけれども、基本的に機構改革を考えたときに、職員の人数であったり体制ということは考えません。まず、機構改革というのは、あくまでも簡素で効率的なサービスを提供できる体制、簡素で効率的に事業、業務を執行できる体制ということを基本的に考えますので、その結果として部が減ったり、今回で言うと、生活環境

部の業務が二つに割れてますので、ふえてるといことになるんですけど、そういう結果として、そういうことは起こってまいりますけれども、まず機構改革を考える入り口の段階でそういう人の話というのは全く加味しませんので、結果としてそういうことがあるということで、ご理解をいただきたいと思います。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 まず、教育委員会との教育的見地を文化・スポーツから失わせないようにというところでは、覚悟とおっしゃいましたけれども、覚悟だけではなかなか保障はされないと思っておりますので、仕組み的にも総合教育会議、それだけではなくて、しっかりと連携がとれる仕組みもつくってもらいたいと思います。これはもう要望でお願いします。

この機構改革ですけれども、この間の決算のときにもいいました、事務執行の人的ミスですとか、契約のミスにしたって、それこそ、水道と下水道も道路管理から建設の立案から一つになっていくということになれば、一人の人がやるというわけではないですけれども、立案から整備から、契約から発注から、一つの部としては一つの部でざっとやっていくという話になってきたときに、本当に大人数で見るコントロールが、人員が集まってくれば、人数は当然減らされる方向なんだろうと思えますし、そうすると、それこそ一人の専門家がその部門を全部担うというような話になってくれば、そこにミスを防げる監視とか、もうほんまにその人が悪いことするわけじゃないですけども、権限が集中するとか、そういうようなことにもならないのかという懸念もあるかと思うんですけども、そういう保障についてはいかがですか、大丈

夫ですか。

○三好義治委員長 山口次長。

○山口市長公室次長 事務のミスであるとか、その関係と権限が集中することでそのあたりがおろそかにといいますか、またそういうことが助長されるのではないかと、こういう趣旨のご質問かと思えます。

我々、昨年の11月に基本方針とアクションプランという形で業務の適正化の部分を出させていただきました。それから、つい先日、平成26年度の取り組みということで、結果の報告書ということをお示しをさせていただいたところでございます。例えば基本的に組織が大きくなったから、基本的な契約事務でありますとか、財務事務でありますとか、文書・法規ですね。こういう基本的な事務なんですけれども、これはどこに行っても通じてくる事務ですけれども、こういうものが組織が統合されたから、そのことをもって非常にコントロールが効かなくなるというふうなことは直接的には関係は余り薄いのかなというふうには思っております。もちろんそのことも多少あるかもしれませんが、やはり基本である事項について、我々がしっかりと指導できるといいますか、もちろん指導する立場もやっぱりしっかりと勉強せんといかんわけですけれども、そのあたりのチェックの体制でありましたりとか、人材育成の実際の研修体制の充実でありますとか、このあたりをしっかりとやっていくと、そのことについて、毎年やはり今年度実施した研修の結果がどうかや、アクションプランに基づいてやったさまざまな取り組みの結果がどうかということをしかりと検証して、翌年度につなげていくということをしかりとやっていくことが、我々がしかり

やらなければならないことだというふう
に思っております。

そのあたりの事務の適正化のところ
が一体どうなったのかということも、し
っかりと後々見ていきたいというふう
に思っております。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 我々としては、合理
化と事務の適正化がうまくいってると
いうふうには、なかなか思えないとい
うところでは、本当にその辺も含めて
、仕事量だけではなくて、人員配置と
いうのを考えていってもらわないとい
けないと思います。

この機構改革での合理化を5次行革
中のプログラムに従ってやってはるん
だとは思いますが、行き過ぎないように
、市民サービス向上のための充実をし
ていっていただけるようにとお願いを
しておきたいと思っております。

○三好義治委員長 ほか、ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治委員長 以上で質疑を終わ
ります。

暫時休憩します。

（午後1時49分 休憩）

（午後1時51分 再開）

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治委員長 討論なしと認め、採
決します。

議案第64号所管分について、可決す
ることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決
定いたしました。

議案第73号について、可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○三好義治委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第16条の規定に
よって、委員長が本案に対する可否を
裁決します。

委員長は議案第73号について、可決
すべきものと裁決します。

よって、本件は可決すべきものと決
定しました。

議案第74号について、可決することに
賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○三好義治委員長 賛成少数。

よって、本件は否決すべきものと決
定しました。

議案第76号について、可決することに
賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○三好義治委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第16条の規定に
よって、委員長が本案に対する可否を
裁決します。

委員長は議案第76号について、可決
すべきものと裁決します。

よって、本件は可決すべきものと決
定しました。

議案第78号について、可決することに
賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○三好義治委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第16条の規定に
よって、委員長が本案に対する可否を
裁決します。

委員長は議案第78号について、可決
すべきものと裁決します。

よって、本件は可決すべきものと決
定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午後 1 時 5 2 分 閉会)

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

総務常任委員長 三 好 義 治

総務常任委員 山 崎 雅 数